

第 1 章 生涯学習の背景と取組

生涯学習とは

生涯学習とは、自己の啓発・充実や生活・職業上の能力の向上のために、各人が自発的意志に基づいて学ぶ活動を基本とします。学校や社会などで意図的・組織的に行われる学習のほか、個人的なスポーツ、文化、趣味、レクリエーション、ボランティアなどの活動も含まれます。（平成4（1992）年7月・文部省生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」）

生涯学習は、自己の趣味や教養を高める個人充実型や、職業などを通じて社会的に自己実現をはかるキャリア形成型、学習成果を活用して地域づくりに寄与する社会還元型に分けられます。

生涯にわたって学ぶということは、ライフスタイルやビジネスを充実させるための知識学習、職業教育だけでなく、生きがいや心の豊かさに結びつきます。また、学習する向上心が地域の活性化をもたらし、学習活動を通してこそ、よりよい人間関係が生まれ、豊かで住みよい地域が実現されます。学習した人々が地域の担い手として地域づくりに参加し、学習の成果をまちづくりに活かしていくことが期待されています。

「教育基本法」第3条では、生涯学習の基本理念として「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

第1節 国の動向

「生涯学習」ということばの基となった「生涯教育」という概念がわが国で初めて使用されたのは、昭和56（1981）年の中央教育審議会の答申でした。

昭和60（1985）年から同62（1987）年の臨時教育審議会答申では、「生涯教育」という表現を改めて、学習者の視点に立った「生涯学習」を用い、学歴社会の弊害を是正するとともに、学習した成果が適切に評価される社会を形成した上で、家庭・学校・地域など社会の各分野の広範な教育・学習の体制や機会を総合的に整備していく必要がある旨を生涯学習体系への移行として提言しました。昭和63（1988）年には、文部省（現文部科学省）に生涯学習局が設置され、平成2（1990）年6月には、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が制定されました。また、平成4（1992）年、生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」が出され、それ以後、生涯学習関連のさまざまな問題に対処するための方策が講じられ、平成12（2000）年度までの間に、5期に渡って生涯学習審議会からの答申が発表されました。

さらに、平成18（2006）年12月には「教育基本法」が改正され、生涯学習の理念（第3条）、家庭教育*（第10条）、幼児期の教育（第11条）、社会教育（第12条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）などについて規定されました。平成20（2008）年2月には中央教育審議会答申の、「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の環境型社会の構築を目指して～」において、今後の生涯学習の振興方法について、施策を推進するにあたっての行政のあり方などが示されました。

また、平成27（2015）年の国連総会において採択されたSDGs*（持続可能な開発目標）の達成に向け、教育分野での国際協力を一層推進していくこととされたのを受けて、平成30（2018）年、文部科学省の第3期教育振興基本計画では、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」としてその振興のあり方が示されています。

*：巻末用語解説一覧表を参照

第2節 東京都の動向

東京都においては、平成4（1992）年に「東京都生涯学習審議会」が設置され、平成6（1994）年に「これからの社会を展望した東京における生涯学習の総合的な振興方策について」の答申が出されました。

平成8（1996）年には、第2期同審議会から「東京における生涯学習支援のためのネットワークの構築とその拠点としてのネットワークセンターの整備について」が建議され、平成9（1997）年「東京都生涯学習センター」が開設され、同年3月には、生涯学習施策の総合化・体系化をはかった新しい生涯学習推進計画「とうきょうまなびプラン'97」が策定されました。このプランに基づき、平成10（1998）年度から3年間に渡り、環境、高齢社会、子どもの3つのテーマについて教育庁を中心とした生涯学習に関係する機関同士のネットワークづくりと学習プログラム開発などを行う、「研究開発プロジェクト事業」が展開されました。平成14（2002）年12月には、第4期同審議会答申を受け、学校・家庭・地域の連携・協働による仕組みづくりをめざし、学校教育を基本に据えた社会教育行政構想を展開しました。また、社会的な変化などに対応し、生涯学習の位置づけを明確化するため、第5期同審議会において「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方について ～「地域教育プラットフォーム」構想を推進するための教育行政の役割～」についての検討が行われ、平成17（2005）年1月に答申が出されました。この答申の特徴は、それまでの4期が成人中心であったことに対し、子ども・若者が検討の中心に据えられたものである点で、不登校やいじめなどにおいて学校のみでは限界があることから、学校・家庭・地域が協働して当たる必要があるととしています。

また、平成18（2006）年12月の「教育基本法」の改正により打ち出された新しい教育の理念を受け、第7期同審議会において「乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりの在り方について」の答申が平成19（2007）年12月に出され、人間形成の基礎を培う「乳幼児期」の重要性を認識するとともに、地域の人々の参画を得た子どもたちを育成す

る取組が期待されています。平成24（2012）年の第8期審議会では「子供・若者の『社会的・職業的自立』をめざした教育支援の総合的な方策について」を、平成28（2016）年の第9期審議会では「今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策について -地域教育プラットフォーム構想の新たな展開- 」を建議しています。

その他の動向として、東京都は平成 26（2014）年 4 月、類似の機能を持つ「東京都生涯学習審議会」と「東京都社会教育委員*の会議」の機能を統合し、両附属機関を一体としました。これにより、東京都社会教育委員は廃止されました。

平成 31（2019）年 3 月、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、国の第 3 期教育振興基本計画を参酌して第 4 次東京都教育ビジョンが策定されました。

平成 31（2019）年度～令和 5 年度の 5 年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示しています。「地域学校協働活動の推進」「地域と共にある学校づくりの推進」などが謳われています。

第 3 節 瑞穂町の動向

1 生涯学習の経緯

平成 7（1995）年度に、生涯学習推進検討委員会を庁内生涯学習関連各課から選出された職員で組織し、推進のための調査・研究や方策に関する検討を平成 11（1999）年度までの 5 年間行いました。

平成 11（1999）年度、社会教育課に生涯学習推進係を設置し、平成 13～14（2001～2002）年度にかけ、教育委員会による「瑞穂町生涯学習推進計画」を作成しました。この計画は、町民参画による行政計画をめざし、公募を含む 10 名の学習実践者による委員会を組織し、その骨子を教育委員会に提出しました。

平成 14（2002）年度に策定した「瑞穂町生涯学習推進計画」について、社会教育課を中心に生涯学習の推進をしてきましたが、『一人ひ

*：巻末用語解説一覧表を参照

とりが生涯輝けるまち』づくりをめざし、各分野の連携を強化し、全庁をあげて取り組む計画とするため、平成 22（2010）年度に「瑞穂町生涯学習推進計画」を策定しました。その後、前期 5 年間終了時に社会情勢の変化等を踏まえ「瑞穂町生涯学習推進計画【後期計画】」として、平成 28（2016）年度に改訂しました。

●瑞穂町における生涯学習に関する主な事項

時 期	内 容
昭和 48 (1973) 年 8 月	図書館 開館
昭和 60 (1985) 年度	瑞穂町子ども会連合会 設立
昭和 60 (1985) 年度	第 1 回青少年の主張 事業実施
平成 2 (1990) 年 9 月	瑞穂ビューパーク・スカイホール 完成
平成 11 (1999) 年度	総合人材リスト* 設置
平成 13 (2001) 年度	生涯学習団体登録制度 創立
平成 13 (2001) 年 4 月	生涯学習センター オープン
平成 19 (2007) 年度	放課後子ども教室 開始
平成 19 (2007) 年度	生涯学習まちづくり出前講座* 開設
平成 19 (2007) 年 10 月	第 1 回こどもフェスティバル 開催
平成 20 (2008) 年 3 月	スポーツ・レクリエーション振興計画 策定
平成 20 (2008) 年度	青少年国際交流事業 開始
平成 21 (2009) 年 3 月	子ども読書活動推進計画 策定
平成 22 (2010) 年 3 月	教育基本計画 策定
平成 22 (2010) 年度	生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱 制定
平成 23 (2011) 年 3 月	第 4 次長期総合計画 策定
平成 23 (2011) 年 3 月	生涯学習推進計画 策定
平成 23 (2011) 年 4 月	総合型地域スポーツクラブ* 「ミズホ笑夢スポーツクラブ」 設立
平成 26 (2014) 年 11 月	郷土資料館「けやき館」 開館
平成 27 (2015) 年 3 月	第二次子ども読書活動推進計画 策定
平成 27 (2015) 年 4 月	第 1 次教育基本計画後期計画 策定
平成 28 (2016) 年 3 月	第 4 次長期総合計画 後期基本計画 策定
平成 28 (2016) 年 4 月	瑞穂町の教育に関する大綱 策定
平成 28 (2016) 年 4 月	体育施設使用料 有料化
平成 29 (2017) 年 3 月	生涯学習推進計画【後期計画】 策定
平成 29 (2017) 年 4 月	ふるさと学習「みずほ学」 開始
平成 30 (2018) 年 3 月	第 2 次スポーツ推進計画 策定
平成 30 (2018) 年 9 月	第 1 回図書館を使った調べる学習コンクール 開催
平成 31 (2019) 年 4 月	登録文化財制度運用開始
令和 2 年 2 月	第三次子ども読書活動推進計画 策定
令和 2 年 3 月	第 2 次教育基本計画（学校教育） 策定
令和 2 年 4 月	図書館改修工事基本計画 策定
令和 3 年 3 月	第 2 次生涯学習推進計画 策定
令和 3 年 3 月	第 5 次長期総合計画 策定

* : 巻末用語解説一覧表を参照

2 生涯学習の取組

平成 11（1999）年度、町民が主体となる生涯学習や自主学習、主体的なまちづくりをすすめるため「総合人材リスト」を整備し、令和元年度末で 65 件の登録がありました。

平成 13（2001）年度、団体・グループ・サークル等への活動支援として、公的施設の使用料減免や印刷機の貸出しなどを行う「瑞穂町生涯学習団体登録制度」を立ち上げました。令和元年度の登録認定数は 181 団体で、延べ 2,787 人が活動しています。なお、66%が 60 歳以上の方で、趣味、親睦、健康等のため、多方面で精力的に活動されています。

平成 14（2002）年度、西多摩地域広域行政圏内市町村立図書館の広域利用について協定を結び、西多摩地域 8 市町村の図書館が利用できるようになりました。令和元年度は、延べ 8,206 人の町民が他市町村の図書館を、延べ 1,904 人の他市町村民が瑞穂町の図書館を利用しています。平成 23（2011）年度には、武蔵村山市と図書館相互利用に関する協定を結び、武蔵村山市の図書館が利用できるようになり、令和元年度は延べ 348 人の町民が武蔵村山市の図書館を、延べ 1,209 人の武蔵村山市の住民が瑞穂町の図書館を利用しました。また、図書館の蔵書について、平成 18（2006）年度からウェブサイトから予約ができるようになり、令和元年度は 6,991 件の利用がありました。

平成 19（2007）年度、町民と協働して生涯学習によるまちづくりを推進するために「生涯学習まちづくり出前講座」を開設し、令和元年度末で 43 講座（市民・団体編 2 講座、行政編 41 講座）の登録がありました。

平成 21（2009）年度、利用者の利便性の向上をはかるため「体育施設等予約システム」を導入し、令和 2 年 3 月末までに 1,945 人の登録がありました。

体育施設の有料化については、平成 20（2008）年 3 月に策定した瑞穂町スポーツ・レクリエーション振興計画で、施設利用の適切な負担として、公共サービス利用の受益者負担の観点から、施設利用の適正

有料化を推進することとしました。また、平成 23（2011）年 3 月に策定した第 4 次長期総合計画では、スポーツ施設の管理運営のひとつとして、使用料の適正化をはかることとしました。こうした流れから、第 4 次行政改革大綱の方針に基づき、使用料等の免除や減額は、一定のルールのもとで行う等公平性を確保することや、生涯学習推進団体*およびスポーツ関連団体への活動支援の公平性を担保するため、平成 28（2016）年 4 月から原則有料となり、これまでの生涯学習推進団体と同様の活動支援を行うこととしました。

平成 22（2010）年度、「生涯学習推進のための住民提案型協働事業に関する要綱」を制定し、町民（団体・グループ・サークル等）と町が協働で事業を実施していく体制を整え、令和元年度、5 事業を実施しました。また、平成 26（2014）年 10 月に「瑞穂町協働宣言*」を策定し、平成 27（2015）年には町民と町が互いにまちづくりの主体として、役割を分担し、共に考え、一体となって実践する協働によるまちづくりを推進する「瑞穂町協働のまちづくり推進委員会」を発足しました。

今後、町民の多様なニーズに対応するためには、複数の関係機関が協働していく必要があると考え、協働事業のすすめ方を示した「瑞穂町協働事業ガイドライン」を平成 30（2018）年度に策定しました。

3 生涯学習の課題

今日の社会情勢は、少子高齢化がすすみ、インターネット、携帯電話、スマートフォンなどの情報通信技術の進展に伴い、住民生活に大きな影響を及ぼしています。地域教育力の低下、地域コミュニティの衰退などの問題も生じています。

瑞穂町でも高齢化がすすみ、高齢化率は令和 2 年 10 月現在で 29.3%と年々確実に上がっています。また、町内会・自治会や子ども会、老人クラブの加入者は減り、地域コミュニティが希薄になりつつあります。地域のつながりの希薄化等によって、異なった世代間の交流が少なくなっています。このような状況の変化の中、人と人とが交流できる場

*：巻末用語解説一覧表を参照

の提供や、町民と行政との協働を一層すすめる必要があります。

町では、福祉や環境問題、地域課題に関する講座や教室などを実施していきませんが、そのPRをはじめ、より参加しやすい事業を展開する必要があります。また、各種講座や教室などで学習したことを、町民がボランティア活動などで活かせる仕組みが必要です。

令和元年 12 月頃から始まった新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行により、町の生涯学習活動にもさまざまな影響がありました。一方で、感染症流行の経験が、新たな価値観や学びのかたちを生み出すという側面もありました。新たな計画では、これらの経験を活かしながら、生涯学習をすすめていく必要があります。

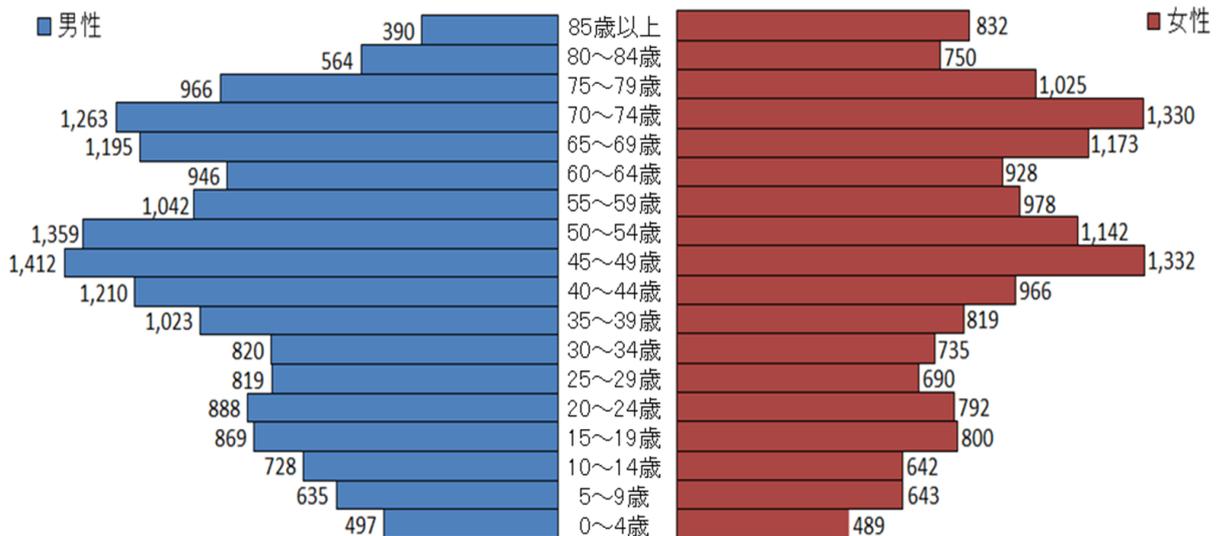
【年齢別人口 令和 2 年 3 月 31 日現在】（令和元年度事務報告書より）

	19 歳以下	20～39 歳	40～59 歳	60 歳以上	計
男	2,729	3,550	5,023	5,324	16,626
女	2,574	3,036	4,418	6,038	16,066
計	5,303	6,586	9,441	11,362	32,692

【加入状況】

- ・町内会・自治会加入率 42.60%（平成 31 年 4 月 1 日現在）
- ・子ども会加入者数 571 人（令和元年度末時点）
- ・老人クラブ加入者数 845 人（令和 2 年 4 月 1 日現在）

【男女別／5 歳階級別人口構成 令和 2 年 3 月 31 日現在】



4 生涯学習の推進

瑞穂町教育委員会は、令和元年度からの第5次長期総合計画策定にあわせ、これまでの生涯学習推進計画を骨子に関連する部署等から意見を聴き、見直しをはかりました。第5次長期総合計画の基本目標のひとつである「豊かなこころを育むまち」をめざした新しい計画は、各分野の連携を強化し、全庁を挙げて引き続き取り組んでいきます。

生涯学習は、子どもから高齢者まですべての町民が「いつでも・どこでも・誰でも」自由に学習でき、その成果を活かすことのできる社会づくりをめざしています。そのためには、引き続き学習機会の提供や環境整備を推進する必要があります。各種講座、「まちづくり出前講座」や「総合人材リスト」など既存事業を見直し、より町民の視点に立った事業を展開します。また、町民と町が協働し、生涯学習の観点から地域づくりや地域の教育力の向上を推進します。

施設面では生涯学習センター、スカイホール、郷土資料館「けやき館」、耕心館、図書館、元狭山ふるさと思い出館、町民会館、3箇所ある各コミュニティセンターなど既存施設の充実を推進します。今後、社会情勢や人口構造の変化をふまえ、町内で必要とされる公共施設の更新などの際には、適正な配置と効率的な管理運営をめざし、必要な住民サービスを確保した上で、整理統合や除却なども含め検討が必要です。また、大規模改修や建替えなどの更新を検討する場合には、町財政状況を勘案しつつ、創意工夫を凝らした公共サービスを研究します。その中でスカイホールについては、施設の老朽化がすすんでいる現状をふまえ、適切な維持管理につとめるとともに、利活用も含め今後のあり方について検討していきます。

生涯学習社会の実現に向け「あらゆる年齢における学びあい」、「生涯学習の場と機会の提供」、「自主的な学習活動への支援」、「生涯学習に寄与する図書館の利活用」、「生涯学習体制の整備・評価」を基本方針とし、「町民の担う役割と行政が担う役割」を検証しつつ推進します。

